

合議体編成表<案>

<参考>前任期末 合議体編成表

区分	合議体名	氏名	担当事項	前任期	
9人合議体 (法第189条 第1項)	第1合議体	門 林 淳	[担当事件] 保険料等に関する処分(要介護認定・ 要支援認定に係る処分を除く。)の審査 請求事件を担当する。	1	
		澤 谷 誓 之		1	
		高 寺 壽		1	
		竹 中 宏 子		新	
		寺 内 啓 二		1	
		山 本 高 久		新	
		石 塚 武 志		1	
		佐 伯 彰 洋		1	
		宮 島 繁 成		新	
3人合議体 (法第189条 第2項)	第2合議体	阪 本 栄	[担当事件] 要介護認定又は要支援認定に関する 処分の審査請求事件を担当する。	2	
		角 田 洋 子		新	
	吉 田 弘 樹	2			
	第3合議体	北 村 良 夫		3	
		長 畑 多 代		3	
	第4合議体	村 本 真 吾		[担当方法] 第2合議体から原則として、輪番制によ り担当する。	3
		前 川 たかし		4	
	第5合議体	森河内 麻 美		4	
		鎌 田 勝 二		4	
	第6合議体	後 藤 浩 之		但し、委員の勤務地の市区町村、介護 認定審査会の委員に就任されている市 区町村から審査請求事件が提起された 場合、次の合議体を担当する。	新
上 野 昌 江		5			
第7合議体	浅 野 幸 子	5			
	長 尾 喜一郎	6			
第8合議体	中 村 裕美子	6			
	赤 井 智 毅	6			
第9合議体	李 利 彦	7			
	池 畑 久 美	新			
第10合議体	小 名 京 子	新			
	関 山 隆 史	新			
第11合議体	菊 池 民 枝	新			
	原 田 徹	8			
第12合議体	中 村 肇	新			
	清 水 美 子	新			
第13合議体	中 島 康 博	9			
	宮 川 松 剛	9			
第14合議体	沢 田 恵美子	新			
	小笠原 範 昭	新			

区分	合議体名	氏名	担当事項	
9人合議体 (法第189条 第1項)	第1合議体	門 林 淳	[担当事件] 保険料等に関する処分(要介護認定・ 要支援認定に係る処分を除く。)の審査 請求事件を担当する。	
		澤 谷 誓 之		
		高 寺 壽		
		北 田 吉 彦		
		寺 内 啓 二		
		新 田 一 枝		
		石 塚 武 志		
		佐 伯 彰 洋		
		中 井 洋 恵		
3人合議体 (法第189条 第2項)	第2合議体	阪 本 栄	[担当事件] 要介護認定又は要支援認定に関する 処分の審査請求事件を担当する。	
		上 林 孝 子		
	吉 田 弘 樹			
	第3合議体	北 村 良 夫		
		長 畑 多 代		
	第4合議体	村 本 真 吾		[担当方法] 第2合議体から原則として、輪番制によ り担当する。
		前 川 たかし		4
	第5合議体	森河内 麻 美		4
		鎌 田 勝 二		4
	第6合議体	加 納 康 至		但し、委員の勤務地の市区町村、介護 認定審査会の委員に就任されている市 区町村から審査請求事件が提起された 場合、次の合議体を担当する。
上 野 昌 江		5		
第7合議体	浅 野 幸 子	5		
	長 尾 喜一郎	6		
第8合議体	中 村 裕美子	6		
	赤 井 智 毅	6		
第9合議体	李 利 彦	7		
	瀬 戸 節 子	新		
第10合議体	前 川 阿紀子	新		
	山 本 幸 良	新		
第11合議体	山 口 世志子	新		
	原 田 徹	8		
第12合議体	宮 川 松 剛	新		
	井 上 智 子	新		
第13合議体	中 島 康 博	9		
	中 澤 秀 夫	9		
第14合議体	岡 本 まつ江	新		
	矢 島 繁 一	新		

※前任期欄の「新」には前任期途中からの就任であったが就任後に審査会が開催されなかったものも含む。

※第1合議体は被保険者代表、市町村代表、公益代表の順で五十音順

関連条文

介護保険法第189条(合議体)

大阪府介護保険審査会運営規程第2条(公益委員の指名)